

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

喜多方市長

市町村名 (市町村コード)	福島県喜多方市 (07208)
地域名 (地域内農業集落名)	塩川・姥堂地区 (旧塩川町内、中ノ目集落、宮ノ目集落、反田集落、上利根川集落、下利根川集落、小出集落、別府集落、高木集落、新井田集落、源太集落、谷地集落、上江集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月13日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域農業の現状】

- ・ 塩川・姥堂地区は、合併前の旧塩川町内と北部に位置する12集落を合わせた13の集落で構成
- ・ 3集落(下利根川、高木、源太)で人・農地プランが策定されている。
- ・ 平坦部の地域特性を生かし、水稻による土地利用型農業を中心に、アスパラガスや畜産等による複合経営が展開
- ・ 当面はリタイア・規模縮小予定の農地等を、農業を担う者で引受可能である集落もあり、該当集落については経営体数も他集落と比較して多い(中ノ目、源太、谷地)
- ・ 現状、リタイア・規模縮小予定の農地等のすべてを農業を担う者で引き受けることはできない集落が全体の約77%を占める(旧塩川町内、宮ノ目、反田、上利根川、下利根川、小出、別府、高木、新井田、上江)
- ・ 農業を担う者のうち、担い手への農地の集積率は約39.1%
- ・ 入作や土地持非農家を除いた集落内農家の平均年齢は62歳であるが、それぞれの集落において、個人経営を中心に多面的機能を有効に活用し、地域農業の保全・発展に努めている。
- ・ 肉用牛経営を行う経営体を有する集落がある(宮ノ目、反田、源太、谷地)

【地域農業の課題】

[農業を担う者の確保]

- ・ 農業を担う者を地域内・外から確保している。(旧塩川町内、下利根川、小出、別府、高木、源太)
- ・ 農業を担う者が不足している。(旧塩川町内、中ノ目、反田、上利根川、下利根川、新井田、上江)
- ・ 新規就農者の参入がない。(共通)

[農業を担う者への農地の集積・集約]

- ・ 入作を含めた農業を担う者への集積が進んでいるものの、分散錯圃の状態にある。(小出、高木、谷地)
- ・ 入作を含めた農業を担う者への集積もなかなか進んでおらず、分散錯圃の状態にある。(旧塩川町内、中ノ目、宮ノ目、反田、別府、新井田、谷地、上江)

[農地バンクの活用]

- ・ 農地バンクの活用は進んでいるものの、集約の理解に向けた農地所有者の理解が得られない。(源太)
- ・ 農地バンクの活用は進んでおり、所有者の理解も得られることから農地の集約化を進めて行くことが課題。(宮ノ目、反田、下利根川、小出、高木、)

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>【作物の生産】 水稻による土地利用型農業を実施している。(共通)</p> <ul style="list-style-type: none">・ アスパラガスを施設と露地の両方で取り組んでいる。(中ノ目、宮ノ目)・ ぶどうの栽培に取り組んでいる。(宮ノ目)・ 水稻の有機農業の取組を継続。(宮ノ目)・ 水稻の減農薬及び減化学肥料の取組を継続。(別府、源太)・ 繁殖牛や肥育牛を飼育している。(宮ノ目、反田、源太、谷地) <p>【農業を担う者の育成・確保】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 主に集落内の農業者の中から農業を担う者を確保するが、集落内の農業を担う者が不足する場合は、集落外の農業者を積極的に農業を担う者に位置付ける。(旧塩川町内、中ノ目、宮ノ目、上利根川、下利根川、小出、別府、高木、源太)・ 農作業の共同化や農業用機械・施設の共同利用等に向け、組織を設立または設立を検討する。(中ノ目、宮ノ目、別府)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	464.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	414.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<ul style="list-style-type: none">・ 農業振興地域内の農用地区域・農業用施設用地・白地、都市計画地域内の用途地域において、原則10年後においても、農業上の利用を継続する農用地の区域を農業上の利用が行われる区域とすることを基本とする。・ なお、林地化により農業上の利用が困難な農用地の区域等は除外している場合がある。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none">・ 今後、リタイア・規模縮小しようとする場合は、集落に窓口を置き、農業を担う者と農業委員会において調整した上で、農地を集積・集約化を図る。(旧塩川町内、中ノ目、宮ノ目、反田、上利根川、下利根川、別府、高木、源太、谷地)・ 水田はできるだけ連担化し、転作田は団地化を進める(中ノ目、上利根川、源太)
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none">・ リタイア・規模縮小する者が農業を担う者に農地を貸し付けるとき(旧塩川町内、中ノ目、宮ノ目、反田、下利根川、小出、高木、源太、上江)・ 農地の分散解消や団地化のために農地の権利を移動しようとするとき(旧塩川町内、中ノ目、反田、小出、高木、源太)
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none">・ 土地改良事業の実施を契機に、生産効率の向上と農業を担う者へまとまりある農地集積・集約化を図る。(上利根川)

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
【農業を担う者の育成・確保】 ・ 集落内外から新規就農者を積極的に確保する。(旧塩川町内、中ノ目、反田、上利根川、下利根川、高木、新井田、源太) ・ 地域内外から多様な経営体を募り、受け入れる。(旧塩川町内、中ノ目、宮ノ目、反田、上利根川、下利根川、高木、新井田、) ・ 農作業の共同化や機械・施設の共同利用に向けた組織設立を検討する。(中ノ目、宮ノ目、上利根川、別府、源太)
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】 ①電気柵等の設置による有害鳥獣被害防止対策を行う。(中ノ目、別府) ②有機農業に取り組む。(宮ノ目) ②水稻の減農薬・減化学肥料による特別栽培に取り組む。(別府、源太) ③自動操舵による田植えやドローンによる病虫害防除・施肥作業等を実施。(小出、源太) ⑤果樹栽培に取り組む。(宮ノ目) ⑦遊休農地を活用できる農業者がいない場合は地域ぐるみで農地の保全・管理を行う。(中ノ目、宮ノ目、下利根川、小出、別府、高木、源太、谷地) ⑦畦畔管理、草刈、防除、堰の管理など、多面的機能支払や中山間地域等直接支払、任意組織による保全管理を行う。(中ノ目、宮ノ目、反田、下利根川、小出、別府、高木、源太、上江) ⑨耕畜連携に取り組む。(反田)
